

平成23年3月22日
総行住第48号

各都道府県市区町村担当部長 殿
(市区町村担当課扱い)

総務省自治行政局住民制度課長
(公印省略)

東北地方太平洋沖地震等に伴う住民票の写し等の交付に係る本人確認について（通知）

平成23年3月11日以降に東北地方太平洋沖等で発生している大規模地震により、被災した住民が当該住民に係る身分証明書等本人であることを確認するための書類を滅失している場合も想定されるところです。

このような場合において、住民票の写し等の交付に係る本人確認については、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等。以下「事務処理要領」という。）及び住民票の写し等の交付に関する質疑応答集（平成20年4月28日付け総行市第102号）を踏まえ、下記により取り扱うことが適当と考えられますので通知します。この旨を貴都道府県内市区町村にも周知されるようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

住民票の写し等の交付請求を行う者が、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令（昭和60年自治省令第28号。以下「住民票省令」という。）第5条第1号又は第2号に規定する書類を所持していない場合でも、市区町村長は、住民票省令第5条第2号に規定する「現に請求の任に当たっている者が本人であることを説明させる方法その他の市町村長が前号に準ずるものとして適当と認める方法」により住民票の写し等の交付を行うことが可能である。

- (1) 住民票省令第5条第2号に規定する「本人であることを説明させる方法」としては、事務処理要領第2-4-(1)-①-ア-イを踏まえ、同一世帯の住民基本台帳の記載事項（世帯構成、同一世帯の者の生年月日、世帯の構成員が一人である場合はその旨、戸籍の表示等）その他の本人のみが了知していると考えられる事項について口頭で陳述させることが考えられる。この場合においては、口頭陳述で本人確認を行った旨及びその内容を請求書に記録することが適当であること。

(2) 職員が住民票の写し等の請求者と面識があり, 請求者が本人であることを確認できた場合については, 住民票省令第5条第2号に規定する「その他の市町村長が前号に準ずるものとして適当と認める方法」に該当するものとして取り扱って差し支えないこと。この場合においては, 職員が請求者と面識があり, 請求者が本人であることを確認した旨及び確認を行った職員の氏名等を請求書に記録することが適当であること。

(総務省連絡先)

総務省自治行政局住民制度課

平野・羽田・丸茂

電話:03-5253-5517

FAX:03-5253-5520

Email:t.hirano@soumu.go.jp

k.hada@soumu.go.jp

y.marumo@soumu.go.jp